平成２８年度

職業訓練指導員講習
（48時間講習）ご案内

〈厚生労働大臣の指定する講習〉

職業訓練指導員

職業能力開発促進法の規定に基づく公共職業能力開発施設及び、認定職業訓練施設で訓練を担当する指導員は、免許を受けた者でなければならないことになっています。

この講習は職業能力開発促進法に基づいて実施され、講習修了者（確認試験合格者）には申請により、北海道知事名で免許証が交付されます。

受付と実施期間

(1)　受付期間　　平成２８年１２月１日(木)から１２月１４日(水)

(2)　実施予定会場及び講習期間　案内書７頁を参照して下さい

(3)　受付団体

北海道職業能力開発協会
（技能振興部技能振興課）
〒003－0005　札幌市白石区東札幌５条１丁目１番２号
北海道立職業能力開発支援センター内
TEL:011－825－2387／FAX:011－825－2390
ホームページhttp://www.h-syokunou.or.jp
E-mail shinkou@h-syokunou.or.jp

別表第十一（第三十七条、第四十五条関係）

免許職種		訓練科
1	園芸科	園芸サービス系園芸科
2	造園科	園芸サービス系造園科
3	森林環境保全科	森林系森林環境保全科
		林業機械運転科
4	鉄鋼科	金属材料系鉄鋼科
5	鋳造科	金属材料系鋳造科
6	鍛造科	金属材料系鍛造科
7	熱処理科	金属材料系熱処理科
8	塑性加工科	金属加工系塑性加工科
		金属プレス科
		製罐科
		板金科
9	溶接科	金属加工系溶接科
10	構造物鉄工科	金属加工系構造物鉄工科
11	金属表面処理科	金属表面処理系めっき科
		金属表面処理系陽極酸化処理科
12	機械科	機械系機械加工科
		機械系精密加工科
		機械系機械製図科
13	電子科	電気・電子系電気通信設備科
		電気・電子系電子機器科
14	電気科	電気・電子系製造設備科
		電気・電子系電気機器科
		電気・電子系電気製図科
15	コンピュータ制御科	電気・電子系コンピュータ制御科
16	発変電科	電力系発変電科
17	送配電科	電力系送配電科
18	電気工事科	電力系電気工事科
19	自動車製造科	第一種自動車系自動車製造科
20	自動車整備科	第一種自動車系自動車整備科
		第二種自動車系自動車整備科
21	自動車車体整備科	第二種自動車系自動車車体整備科
22	航空機製造科	航空機系航空機製造科
23	航空機整備科	航空機系航空機整備科
24	鉄道車両科	鉄道車両系鉄道車両製造科
25	造船科	船舶系造船科
26	時計科	精密機器系時計修理科
27	光学ガラス科	精密機器系光学ガラス加工科
28	光学機器科	精密機器系光学機器製造科
29	計測機器科	精密機器系計測機器製造科
30	理化学機器科	精密機器系理化学器械製造科
31	製材機械科	製材機械系製材機械整備科
		製材機械整備科
32	内燃機関科	機械整備系内燃機関整備科
33	建設機械科	機械整備系建設機械整備科
		建設機械整備科
34	農業機械科	機械整備系農業機械整備科
35	縫製機械科	縫製機械系縫製機械整備科
36	織布科	製織系織布科
37	織機調整科	製織系織機調整科
38	染色科	染色系染色科
39	ニット科	アパレル系ニット科
40	洋裁科	アパレル系洋裁科
41	洋服科	アパレル系洋服科
42	縫製科	アパレル系縫製科

免許職種		訓練科
43	和裁科	裁縫系和裁科
44	寝具科	裁縫系寝具科
45	帆布製品科	帆布製品系帆布製品製造科
46	木型科	木材加工系木型科
		木型科
47	木工科	木材加工系木工科
		製材科
		木工科
48	工業包装科	木材加工系工業包装科
49	紙器科	紙加工系紙器製造科
50	製版・印刷科	印刷・製本系製版科
		印刷・製本系印刷科
51	製本科	印刷・製本系製本科
52	プラスチック製品科	プラスチック系プラスチック製品成形科
53	レザー加工科	レザー加工系靴製造科
		レザー加工系鞄製造科
54	ガラス科	ガラス加工系ガラス製品製造科
55	ほうろう製品科	窯業製品系ほうろう製品製造科
56	陶磁器科	窯業製品系陶磁器製造科
57	石材科	石材系石材加工科
		石材科
58	麺科	食品加工系製麺科
59	パン・菓子科	食品加工系パン・菓子製造科
60	食肉科	食品加工系食肉加工科
61	水産物加工科	食品加工系水産加工科
62	発酵科	食品加工系発酵製品製造科
63	建築科	建築施工系木造建築科
		建築施工系建築設計科
		建築科
64	枠組壁建築科	建築施工系枠組壁建築科
65	とび科	建築施工系とび科
		とび科
66	建設科	建築施工系鉄筋コンクリート施工科
		建設科
67	プレハブ建築科	建築施工系プレハブ建築科
		プレハブ建築科
68	屋根科	建築外装系屋根施工科
69	スレート科	建築外装系スレート施工科
70	建築板金科	建築外装系建築板金科
		板金科（建築板金に係るものに限る）
71	防水科	建築外装系防水施工科
72	サッシ・ガラス施工科	建築外装系サッシ・ガラス施工科
73	畳科	建築内装系畳科
74	インテリア科	建築内装系インテリア・サービス科
75	床仕上げ科	建築内装系床仕上げ施工科
76	表具科	建築内装系表具科
77	左官・タイル科	建築仕上げ系左官・タイル施工科
78	築炉科	建築仕上げ系築炉科
79	ブロック建築科	建築仕上げ系ブロック施工科
		ブロック建築科
80	熱絶縁科	建築仕上げ系熱絶縁施工科
81	冷凍空調機器科	設備施工系冷凍空調設備科
82	配管科	設備施工系配管科
		配管科
83	住宅設備機器科	設備施工系住宅設備機器科
84	さく井科	土木系さく井科
		さく井科

免許職種		訓練科
85	土木科	土木系土木施工科
		土木科
86	測量科	土木系測量・設計科
87	建築物設備管理科	設備管理・運転系ビル管理科
88	ボイラー科	設備管理・運転系ボイラー運転科
		ボイラー運転科
89	クレーン科	揚重運搬機械運転系クレーン運転科
		クレーン運転科
		玉掛け科
90	建設機械運転科	揚重運搬機械運転系建設機械運転科
		建設機械運転科
91	港湾荷役科	揚重運搬機械運転系港湾荷役科
		港湾荷役科
		玉掛け科
92	化学分析科	化学系化学分析科
93	公害検査科	化学系公害検査科
94	木材工芸科	工芸系木材工芸科
95	竹工芸科	工芸系竹工芸科
96	漆器科	工芸系漆器科
97	貴金属・宝石科	工芸系貴金属・宝石科
98	印章彫刻科	工芸系印章彫刻科
99	塗装科	塗装系金属塗装科
		塗装系木工塗装科
		塗装系建築塗装科
100	広告美術科	デザイン系広告美術科
101	デザイン科	デザイン系工業デザイン科
		デザイン系商業デザイン科
102	義肢装具科	義肢・装具系義肢・装具科
103	電気通信科	通信系電気通信科
104	電話交換科	オフィスビジネス系電話交換科
105	事務科	オフィスビジネス系経理事務科
		オフィスビジネス系一般事務科
		オフィスビジネス系ＯＡ事務科
106	貿易事務科	オフィスビジネス系貿易事務科
107	流通ビジネス科	流通ビジネス系ショップマネジメント科
		流通ビジネス系流通マネジメント科
108	写真科	写真系写真科
109	介護サービス科	社会福祉系介護サービス科
110	理容科	理容・美容系理容科
111	美容科	理容・美容系美容科
112	ホテル・旅館・レストラン科	接客サービス系ホテル・旅館・レストラン科
113	観光ビジネス科	接客サービス系観光ビジネス科
114	日本料理科	調理系日本料理科
115	中国料理科	調理系中国料理科
116	西洋料理科	調理系西洋料理科
117	臨床検査科	保健医療系臨床検査科
118	フラワー装飾科	装飾系フラワー装飾科
119	メカトロニクス科	メカトロニクス系メカトロニクス科
120	情報処理科	第一種情報処理系ＯＡシステム科
		第一種情報処理系ソフトウェア管理科
		第一種情報処理系データベース管理科
		第二種情報処理系プログラム設計科
		第二種情報処理系システム設計科
		第二種情報処理系データベース設計科
121	フォークリフト科	フォークリフト運転科
122	建築物衛生管理科	建築物衛生管理科
123	福祉工学科	

北海道職業能力開発協会及び各地方協会所在地

協　会　名	所　在　地	電　話
北海道職業能力開発協会技能振興課	〒003-0005 札幌市白石区東札幌５条１丁目1－2　北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2387
渡島地方技能訓練協会	〒040-0042 函館市東川町１番２号　函館市職業訓練センター内	0138-23-2769
後志職業能力開発協会	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目　後志総合振興局商工労働観光課内	0136-23-1362 (総合振興局労働係)
空知地方技能訓練協会	〒073-0025 滝川市流通団地3丁目6番23号　中空知地域職業訓練センター内	0125-24-1880
上川地方技能訓練協会	〒079-8610 旭川市永山６条19丁目　上川総合振興局商工労働観光課内	0166-46-5278
留萌地方技能訓練協会	〒077-0014 留萌市南町１丁目17番地　留萌地域人材開発センター内	0164-42-2663
宗谷地方技能訓練協会	〒097-0005 稚内市大黒３丁目４番30号　稚内市総合勤労者会館２Ｆ	0162-23-5846
オホーツク管内職業能力開発協会	〒090-0836 北見市東三輪５丁目１－４　北見地域職業訓練センター内	0157-61-3116
胆振地方技能訓練協会	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号　胆振総合振興局商工労働観光課内	0143-24-9588 (総合振興局労働係)
日高地方技能訓練協会	〒057-0005 浦河郡浦河町東町うしお2丁目3番1号　日高地域人材開発センター内	0146-22-2394
帯広地方職業能力開発協会	〒080-2462 帯広市西22条北2丁目29番4号　帯広職業能力開発センター内	0155-37-4936
釧路地方職業能力開発協会	〒084-0905 釧路市鳥取南７丁目２番20号　釧路地域職業訓練センター内	0154-52-1150
小樽地方職業訓練協会	〒047-0026 小樽市東雲町９番12号　小樽市事業内職業訓練センター内	0134-25-0177

各総合振興局・各振興局所在地

総合振興局・振興局名	所　在　地	担当係	電　話
空知総合振興局	〒068-8558 岩見沢市８条西５丁目	商工労働観光課	0126-20-0060
石狩振興局	〒060-8558 札幌市中央区北３条西７丁目　道庁別館	商工労働観光課	011-204-5827
後志総合振興局	〒044-8588 虻田郡倶知安町北１条東２丁目　後志合同庁舎	商工労働観光課	0136-23-1362
胆振総合振興局	〒051-8558 室蘭市海岸町１丁目４番１号	商工労働観光課	0143-24-9588
日高振興局	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	商工労働観光課	0146-22-9281
渡島総合振興局	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号　渡島合同庁舎	商工労働観光課	0138-47-9462
檜山振興局	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336－3	商工労働観光課	0139-52-6641
上川総合振興局	〒079-8610 旭川市永山６条19丁目１番１号　上川合同庁舎	商工労働観光課	0166-46-5938
留萌振興局	〒077-8585 留萌市住之江町２丁目1－2　留萌合同庁舎	商工労働観光課	0164-42-8440
宗谷総合振興局	〒097-8558 稚内市末広４丁目2－27	商工労働観光課	0162-33-2528
オホーツク総合振興局	〒093-8585 網走市北７条西３丁目	商工労働観光課	0152-41-0635
十勝総合振興局	〒080-8588 帯広市東３条南３丁目	商工労働観光課	0155-27-8537
釧路総合振興局	〒085-8588 釧路市浦見２丁目２番54号	商工労働観光課	0154-43-9181
根室振興局	〒087-8588 根室市常盤町３丁目28番地	商工労働観光課	0153-24-5619

1　免許職種

職業訓練指導員の免許は、厚生労働省令（規則別表第十一）で左記に定められた免許職種ごとに交付されます。

別表第十一に示されているとおり、免許職種に対応する訓練科の普通訓練課程及び短期訓練課程を担当することができます。

なお、この免許証の取得者は、技能検定１級、２級、３級及び単一等級の受検にあたり、該当の技能検定職種の学科試験が免除（８ページ別表第十一の二）になる外、労働安全衛生法等に基づく資格取得にさいし、作業主任者の免許又は試験科目、あるいは技能講習の科目が一部免除になります。（職種によって異なります。）

2　受講資格

この講習を受講するには次の一覧表のいずれかに該当していなければなりません。

職業訓練指導員資格取得講習会（48時間講習）受講資格

法令根拠				受講資格	実務経験年数	提出書類（４頁参照）
法第28条第3項	3号	規則第39条１号		１級または単一等級の技能検定合格者（電子回路接続及びバルコニー施工を除く）	0	1. 3. 6.
		規則附則第９条	１号	学校教育法による大学卒業者（免許職種に関する学科を修了した者）	2	1. 2. 3. 4.
			２号	学校教育法による短期大学または高等専門学校卒業者（免許職種に関する学科を修了した…	4	1. 2. 3. 4.
			２号の２	応用課程の高度職業訓練修了者（技能照査合格者）	1	1. 2. 3. 5. 6.
			２号の３	専門課程の高度職業訓練修了者（技能照査合格者）	3	1. 2. 3. 5. 6.

法令根拠				受講資格	実務経験年数	提出書類（4頁参照）
法第28条第3項	3号	労働省告示第38号	1号	専門課程の高度職業訓練修了者	4	1.2.3.5.
			1号の2	普通課程の普通職業訓練修了者（技能照査合格者）	6	1.2.3.5.6.
			1号の3	普通課程の普通職業訓練修了者	7	1.2.3.5.
			2号	短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了者	10	1.2.3.5.
			3号	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10	1.2.3.5.
			4号	外国の学校（学校教育法による大学と同等以上と認められるもの）卒業者	2	1.2.3.4.
			5号	旧法による認定職業訓練（３年）、または改正前の労働基準法による技能者養成の修了者	7	1.2.3.5.
			6号	学校教育法による高等学校卒業者（免許職種に関する学科を修了した者）	7	1.2.3.4.
			7号	旧法の職業訓練（２年及び3,600時間）、または旧法の認定職業訓練（２年）修了者	8	1.2.3.5.
			8号	旧法の職業訓練（１年及び1,800時間）、または改定前の職業安定法の職業補導（1年及び1,824時間）修了者	10	1.2.3.5.
			9号	旧法の施行前の失業保険法による職業訓練（１年及び1,824時間）修了者	10	1.2.3.5.
			10号	旧法による家事サービス職業訓練担当者	0	1.2.3.
			11号	昭和53年改正規則以前の特別高等訓練課程の養成訓練修了者（技能照査合格者）	3	1.2.3.5.6.
			11号の2	昭和53年改正規則以前の特別高度訓練課程の養成訓練修了者	4	1.2.3.5.

法令根拠				受講資格	実務経験年数	提出書類（4頁参照）
法第28条第3項	3号	労働省告示第38号	11号の3	昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練修了者（技能照査合格者）	6	1.2.3.5.6.
			12号	昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練修了者	7	1.2.3.5.
			13号	昭和53年改正規則以前の専修訓練課程の養成訓練修了者	10	1.2.3.5.
			14号	前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認めた者	15	1.2.3.7.

① 学校、各種訓練、実務経験年数は、ともに免許職種と同一の職種に限ります。
② 「旧法」・・・廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）
③ 受講資格中、高度職業訓練、普通職業訓練とは、平成５年改正前の養成訓練のことです。

注　1　実務経験年数は、各課程の修了後又は卒業後の年数です。

2　技能検定職種と指導員免許職種について

⑴　技能検定職種にはありますが職業訓練指導員免許職種がないものは16職種あります。その職種は次のとおりです。

溶射、金属ばね製造、ロープ加工、金属研磨仕上げ、プリント配線板製造、産業車両整備、複写機組立、空気圧装置組立、ファインセラミックス製品製造、厨房設備施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、路面標示施工、舞台機構調整、産業洗浄、商品装飾展示

⑵　職業訓練指導員免許職種はありますが、48時間講習の受講資格のない職種は２職種で、次のとおりです。

電子回路接続、バルコニー施工

3　14号について

⑴　昭和60年10月１日付け、能発第210号、労働省職業能力開発局長通達により、「新たに訓練科目が設置された場合等で、担当する指導員の確保が困難のときに限り、当該職種に係る実務の経験年数が15年以上である者とすること。」により別紙３－１が必要です。

⑵　平成27年3月30日付け、能発0330第3号、厚生労働省職業能力開発局長通達「委託訓練の実施要領」により、訓練の指導を担当する者は、職業訓練指導員免許を有する者又は能開法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であるため別紙３－２が必要です。

●根拠法令等

職業能力開発促進法第28条第３項第３号及び第４号
職業能力開発促進法施行規則第39条第１項第１号
職業能力開発促進法施行規則附則第９条第１項
昭和44年10月１日労働省告示第38号（平成12年12月25日改正）
昭和45年７月１日労働省告示第39号（平成12年12月25日改正）

【提出書類】

１　受講申請書（様式1）

２　実務経歴証明書（様式２－１）

３　履歴書（様式２－２）写真は必ず貼ってください。

４　学歴証明書（卒業（修了）証書及び専門学科の細目についての履修証明書）

５　訓練歴証明書（修了証等、写しでも可）

６　資格等取得証明書（１級、単一等級合格証書、技能照査合格証等、写しでも可）

７　受講資格証明書（別紙３－１・３－２のそれぞれ該当するもの）

実務経験は、現場作業の外に管理監督・訓練・研究の実務年数を含めます。

また、次に該当する者は受講できません。

⑴　成年被後見人又は被保佐人。

⑵　禁錮以上の刑に処せられた者。

⑶　職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から２年を経過しない者。

３　受講申請手続

受講希望者は、担当団体を経由して北海道職業能力開発協会に受講申請をしてください。

受講資格により提出する書類がちがいますので、受講資格一覧表の提出書類の欄を参照してください。

補講を希望する場合は上記提出書類と補講申請書、前回（前年）の受講票（写しでもよい）を提出してください。

４　申請書等の記入方法

⑴　受講申請書の記入について

氏名、生年月日は戸籍上の氏名、生年月日を正確に記入してください。

免許職種名は別表十一のとおりです。免許職種と対応する訓練科を間違えないようにしてください。

⑵　実務経歴証明書

証明は、所属組合・団体又は事業所の代表者から経歴全期間の証明をもらってください。

受講者が事業主の場合は、所属する団体・組合等から証明をもらってください。

(3) 履　歴　書

住所は、合格通知等に使用されるので、アパート、マンション名・部屋番号を、又下宿・間借り等は○○方等を正確に記入してください。

又、受講申請後、住所を変更した場合は、受付をした団体に直ちに連絡してください。

5　受講定員、受付順位と受講者の決定

(1)　一回の受講生数は、会場により、それぞれ定員を定めてあります。

希望者が多い場合は、訓練業務（北海道において、職業訓練施設で実施している訓練科）につく者が優先的に受講できるように順位が定められていますので受講申請時に確認ください。

(2)　受講申請書を提出後、資格を審査し、適格者には受講票を送付します。

6　手数料、講習の内容について

(1)　受講手数料

１人14,040円（含消費税）を受講申請時に、現金で納入してください。受講者として決定した後は、取消・受講欠席等の事由が生じても、受講料はお返しできません。

(2)　講習科目等の基準

教　　科	講習時間	内　　容
・職業訓練原理	４時間	職業訓練の沿革、意義、目的、職業訓練の担当者等
・教科指導法	16時間	訓練実施計画、指導の準備、指導の進め方、教材の活用、訓練評価等
・労働安全衛生	３時間	安全管理、安全の確保、労働と健康、労働衛生管理等
・訓練生の心理	７時間	訓練生の選抜、訓練生の特質の理解、技能の習得等
・生活指導	６時間	生活指導の目的、生活指導の範囲、生活指導の方法等
・職業能力開発関係法規	４時間	職業能力開発促進法、職業安定関係法、労働基準関係法等
・事例研究	６時間	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録等の実習
・確認試験	２時間	
計	48時間	

⑶　**講習資料**

ア　教科書は、厚生労働省監修「職業訓練における指導の理論と実際（十訂版）」（3,600円）及び当協会編さんのテキスト（6,000円）を使用するので各自受講申請の時、あるいは会場で購入してください。

イ　事例研究に用いる用紙は、会場で無料配付します。

⑷　**確認試験及び講習の修了**

ア　確認試験は、各教科の内容を理解したか否かを判定するために実施します。

イ　講習の修了証書は、確認試験において一定の基準（６０％以上）に達し、全講習時間（４８時間）の８０％以上受講した者に交付します。（48HX80％＝38.4H＝38時間24分、48H－38.4H＝9.6H＝9時間36分以上休むと修了証書は交付されません。）

ウ　試験の受け方は、全道統一されておりますので、当日係員の説明に従ってください。

7　補　　講

確認試験において所定の合格基準に達しなかった者については次の年度一回に限り、手数料免除で再受講できます。

この場合は、補講申請書（様式6）及び４頁の提出書類２～７までの該当書類を提出してください。

8　講習修了資格の取消し

受講に関して次のような不正行為があったときは、講習を停止し、修了証書交付後に判明したときは、その修了を取消すとともに、修了証書を返還していただきます。

⑴　確認試験の受験にさいし、不正を犯したとき。

⑵　確認試験の問題等秘密事項について、関係者に情報の提供を求め、かつ、これを受けたとき。

⑶　受講申請書、履歴書、経歴証明書等の内容を偽って記入した場合。

⑷　その他受講に関して不正行為があった場合。

9　指導員免許の申請（合格者のみ）

職業訓練指導員免許申請書に所要事項を記入し、北海道収入証紙（2,300円）をはり、この講習の修了証書と関係書類を添付して、最寄りの総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課に提出してください。（前掲の各総合振興局・各振興局一覧表を参照）

10　携行品

⑴　教科書、テキスト、ノート

⑵　筆記用具（鉛筆、消しゴム、マーカー等）

⑶　計算用具（小型電卓等）

⑷　上　　靴（会場により異なります。）

⑸　その他

・電　　話　　原則として取りつぎません。

・携帯電話　　受講中は、マナーモード又は、電源をお切り下さい。

・駐 車 場　　会場の指示に従ってください。

・昼　　食　　〃

11　実施予定会場及び講習期間は次のとおりです。

実施地	開　催　場　所	実施年月日／定員	担　当　団　体
札幌市	札幌市産業振興センター （〒003-0005　札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 TEL:011-820-3033）	平成29年2月1日 ～2月9日（平日） 定員：６０名	北海道職業能力開発協会　TEL:011-825-2387 〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内
函館市	函館市職業訓練センター （〒040-0042　函館市東川町1-2 TEL:0138-23-2769）	平成29年2月13日 ～2月21日（平日） 定員：３０名	渡島地方技能訓練協会　TEL:0138-23-2769 〒040-0042　函館市東川町1-2 函館市職業訓練センター内
岩見沢市	岩見沢市職業訓練センター （〒068-0014　岩見沢市東町2条1丁目28-7 TEL:0126-23-9150）	平成29年1月16日 ～1月24日（平日） 定員：３０名	空知地方技能訓練協会　TEL:0125-24-1880 〒073-0025　滝川市流通団地3丁目6-23 中空知地域職業訓練センター内
旭川市	北海道立旭川高等技術専門学院 （〒078-8803　旭川市緑が丘東3条2丁目1-1 TEL:0166-65-6667）	平成29年1月23日 ～1月31日（平日） 定員：３０名	上川地方技能訓練協会　TEL:0166-46-5278 〒079-8610　旭川市永山6条19丁目 上川総合振興局商工労働観光課内
帯広市	帯広職業能力開発センター （〒080-2462　帯広市西22条北2丁目29-4 TEL:0155-37-4936）	平成29年2月2日 ～2月10日（平日） 定員：３０名	帯広地方職業能力開発協会TEL:0155-37-4936 〒080-2462　帯広市西22条北2丁目29-4 帯広職業能力開発センター内

※受講者の人数により会場及び実施月日については、変更する場合がありますので、ご承知ください。

技能検定の学科免除に該当する指導員免許職種一覧表 別表十一の二（第四十五条の二、第六十四条の二、第六十四条の六の関係）

検定職種	免許職種	検定職種	免許職種	検定職種	免許職種	検定職種	免許職種	検定職種	免許職種
ビル設備管理	建築物設備管理科	めっき	金属表面処理科	木工機械整備	木工科	バルコニー施工	建築科 枠組壁建築科	漆器製造	木材工芸科 漆器科
園芸装飾	園芸科	アルミニウム陽極酸化処理		機械木工		建築図面製作		貴金属装身具製作	貴金属・宝石科
造園	造園科 森林環境保全科	切削工具研削	機械科 製材機械科	家具製作		かわらぶき	屋根科	印章彫刻	印章彫刻科
さく井	さく井科	製材のこ目立て	木工科 製材機械科	建具製作		とび	とび科	表装	インテリア科 表具科
金属溶解	鉄鋼科 鋳造科	電子回路接続	電子科	木型製作	木型科	左官	左官・タイル科	塗装	塗装科
鋳造	鋳造科	電子機器組立て		竹工芸	竹工芸科	タイル張り		塗料調色	
粉末冶金		半導体製品製造		紙器・段ボール箱製造	紙器科	れんが積み	ブロック建築科 築炉科	広告美術仕上げ	広告美術科
ダイカスト		電気機器組立て	電気科 メカトロニクス科	製版	製版・印刷科	築炉	築炉科	義肢・装具製作	義肢装具科
鍛造	鍛造科	家庭用電気治療器調整	理化学機器科	印刷		ブロック建築	ブロック建築科	工業包装	工業包装科
金属熱処理	熱処理科	自動販売機調整	電子科 電気科	製本	製本科	エーエルシーパネル施工		写真	写真科
金属材料試験		鉄道車両製造・整備	鉄道車両科	プラスチック成形	プラスチック製品科	畳製作	畳科	調理	日本料理科 中国料理科 西洋料理科
機械加工	機械科	時計修理	時計科	強化プラスチック成形		配管	配管科 住宅設備機器科	ビルクリーニング	建築物衛生管理科
放電加工		光学機器製造	光学ガラス科 光学機器科	ガラス製品製造	ガラス科	浴槽設備施工		フラワー装飾	フラワー装飾科
金型製作		内燃機関組立て	自動車製造科 内燃機関科	ほうろう加工	ほうろう製品科	型枠施工	建設科		
工業彫刻		縫製機械整備	縫製機械科	陶磁器製造	陶磁器科	鉄筋施工			
仕上げ		建設機械整備	建設機械科	石材施工	石材科	コンクリート圧送施工			
機械検査		農業機械整備	農業機械科	コンクリート積みブロック施工		防水施工	防水科		
機械保全		冷凍空気調和機器施工	冷凍空調機器科	パン製造	パン・菓子科	内装仕上げ施工	インテリア科 床仕上げ科		
油圧装置調整		染色	染色科	菓子製造		スレート施工	スレート科		
テクニカルイラストレーション		ニット製品製造	ニット科	製麺	麺科	熱絶縁施工	熱絶縁科		
機械・プラント製図		婦人子供服製造	洋裁科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	食肉科	カーテンウォール施工	サッシ・ガラス施工科		
金属プレス加工	塑性加工科	紳士服製造	洋服科	水産練り製品製造	水産物加工科	ガラス施工			
工場板金		和裁	和裁科	みそ製造	発酵科	サッシ施工	建築科 サッシ・ガラス施工科		
建築板金	塑性加工科 建築板金科	寝具製作	寝具科	酒造		ウェルポイント施工	さく井科 土木科		
鉄工	塑性加工科 造船科	帆布製品製造	帆布製品科	建築大工	建築科 枠組壁建築科	電気製図	電気科		
	構造物鉄工科 鉄道車両科	布はく縫製	縫製科	枠組壁建築		化学分析	化学分析科 公害検査科		

別紙　様式１

（　　番）

職業訓練指導員講習受講申請書

平成　　年　　月　　日

北海道職業能力開発協会長　様

〒　－

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

昭
平　　年　　月　　日　生

次の職種の職業訓練指導員講習を受けたいので関係書類を添えて申請します。

受講免許職種＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿科

別紙　様式２－１

実　務　経　歴　証　明　書

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

昭
平　　年　　月　　日　生

上記の者は＿＿＿＿＿＿＿＿＿科の免許職種に関して下記のとおり

実務経験を有することを証明する。

（※新しいものから順に記入すること）

事業所名	地位職名	所　在　地	在職期間	職務内容
			年　月～　年　月 （　　）	
			年　月～　年　月 （　　）	
			年　月～　年　月 （　　）	
			年　月～　年　月 （　　）	
			年　月～　年　月 （　　）	
計			通算 （　　年　　箇月）	

（証明者）　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名
（代 表 者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞ 印

別紙　様式２－２

履　　歴　　書

平成　　年　　月　　日

写　真	ふりがな		昭和 平成　　年　　月　　日生 （満　　才）
申請前６箇月以内に無帽で正面上半身を撮った縦4.5cm、横3.5cmのものを貼ってください。 平成　　年　　月撮影	氏　　名	㊞	
	本　　籍		
	現 住 所	（〒　　）　　（電話　　）	
	勤 務 先	事業所名	
		住　所　（〒　　）　　（電話　　）	

区　分	学校、訓練校名	学科、訓練科	在　学　期　間	卒修中 業了退
最終学歴			年　　月～　　年　　月 （　　年　　箇月）	
訓 練 歴			年　　月～　　年　　月 （　　年　　箇月）	

これまで取得した職業訓練指導員免許	取得年月日	免許証記号番号	職　種　名	取得方法 ○で囲む
	年　　月　　日			試験 申請 48 H

職　歴 （新しいものから順に記入してください）	事業所名	職務内容	所　在　地	在　職　期　間
				年　　月～　　年　　月 （　　年　　箇月）
				年　　月～　　年　　月 （　　年　　箇月）
				年　　月～　　年　　月 （　　年　　箇月）
				年　　月～　　年　　月 （　　年　　箇月）
				年　　月～　　年　　月 （　　年　　箇月）
				年　　月～　　年　　月 （　　年　　箇月）
	計			通算 （　　年　　箇月）

履歴書及びその他添付書類の記載内容に不正が認められたときは、その時点でそれまでの行為は無効になりますのでご注意して下さい。

別紙３－１

職業訓練指導員講習受講資格証明書

（労働省告示第38号－14号、実務経験15年以上の者）

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

	受　講　理　由	証　明　者
1	既設の訓練科の訓練を担当するため。	職業訓練施設の施設長とする。
2	新設予定の訓練科の訓練を担当するため。	〃
3	新設予定の訓練施設において訓練を担当するため。	講習受付団体の長とし、証明する場合は、支庁あるいは業界、該当する事業所に確認の上、証明すること。
4	各事業所で行う分散訓練を担当するため。	職業訓練施設の施設長とする。

上記の者は、①＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の理由により職業訓練指導員として、職業訓練施設（分散訓練の場合は該当事業所）において訓練を担当することを証明します。

平成　　年　　月　　日

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（証明者）団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

注）①には上記の受講理由の該当する番号を記入してください。

別紙３－２

職業訓練指導員講習受講資格証明書

（労働省告示第38号－14号、実務経験15年以上の者）

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

受講理由

委託訓練を担当するため。

上記の者は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿で実施される

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿科委託訓練を担当することを証明します。

平成　　年　　月　　日

委託訓練実施主体（委託元）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

委託訓練実施教育訓練施設（委託先）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

別紙　様式６

職業訓練指導員講習補講申請書

平成　　年　　月　　日

北海道職業能力開発協会長　様

〒　　－

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

昭
平　　年　　月　　日　生

職業訓練指導員講習の補講を、次により受けたいので関係書類を添えて申請します。

免許職種名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿科

※証　明　欄

前回の
受 講 地

受講番号

受講月日　　平成　　年　　月　　日～　　月　　日

確認機関及び担当者名　　㊞

※欄に申請者は記入しないでください。